

○熊本県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

平成9年5月23日
本部訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県警察職員(地方警務官、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。)の意に反する降任、免職、休職及び降給(以下「分限」という。)についての事前審査(以下「審査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「所属長」とは、熊本県警察本部(以下「警察本部」という。)の各課長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、熊本市警察部庶務課長、警察学校長並びに警察署長をいう。

(分限審査委員会)

第3条 職員の分限について審査するため、警察本部に熊本県警察分限審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は警務部長を、委員は警察本部の各部長、首席監察官、警務課長及び監察課長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

(委員会の書記)

第5条 委員会に書記を置く。

2 書記は、警察本部の警務課又は監察課に勤務する職員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受け、委員会の庶務に従事する。

(所属長の申立)

第6条 所属長は、所属の職員のうち、分限に該当する者があることを知ったときは、直ちに事実を調査し、分限の処分を必要と認めるときは、分限申立書(別記様式第1号)に次の各号のいずれかの証拠書類を添えて熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に申し立てなければならない。

(1) 申し立てられた者の申立書又は始末書

(2) 申し立てられた者に係る調査書又は聴取書

(3) 関係者の陳述書又は聴取書

(4) 投書その他の申告に係るものについては、その申告の書類

(5) その他の証拠

(警務課長等の申立)

第7条 警察本部の警務課長又は監察課長は、分限に該当する職員があることを知ったときは、前条の規定に準じて警察本部長に申し立てなければならない。

(審査の要求)

第8条 警察本部長は、前2条に規定する申立を受けた場合は、委員会に審査を要求するものとする。

(審査の通知)

第9条 委員長は、警察本部長から審査の要求があったときは、第6条又は第7条の規定により申し立てられた者(以下「被申立者」という。)に対し、審査期日の10日前までに分限審査通知書(別記様式第2号)により審査を行うことを通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合は、通知を省略することができる。

(委員会の審査)

第10条 委員会の審査は、書面により行うものとする。ただし、被申立者が要求したとき又は委員長が必要と認めたときは、口頭審査によることができる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の審査は、非公開とする。

4 委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の除外)

第11条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に加わるることができない。

(口頭審査の手続)

第12条 被申立者は、口頭審査を要求するときは、審査期日の3日前までに委員会に対して口頭審査要求書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当な理由がなくて出席しないとき又は再度の呼び出しにも応じないときはこの限りでない。

3 被申立者は、委員会の審査期日の3日前までに委員長に対し、要求書(別記様式第4号)により証人の呼び出し、又は自己の分限に関する証拠の審査を申し出ることができる。

4 委員長は、前項の要求を受けたときは、被申立者側の証拠を審査するとともに、必要と認めるときは証人を委員会に呼び出さなければならない。

(持回り審査)

第13条 委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めたときは、持回り審査をすることができる。

2 第10条第2項及び第4項並びに第11条の規定は、持回り審査について準用する。

(委員会の勧告)

第14条 委員会は、分限による処分の要否、種別、程度その他の必要と認める事項を決定し、勧告書(別記様式第5号)により警察本部長に勧告するものとする。

(委員会の審査の省略)

第15条 警察本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定にかかわらず、委員会の審査を経ることなく分限の処分を決定することができる。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号に該当するものとして休職することにつき被申立者が同意しているとき。

(2) 法第28条第2項第2号の規定に該当するものとして休職するとき。

附 則

この訓令は、平成9年6月2日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)

この訓令〔中略〕は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日本部訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月23日本部訓令第9号)

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第1号

分限申立書

[別紙参照]

別記様式第2号

分限審査通知書

[別紙参照]

別記様式第3号

口頭審査要求書

[別紙参照]

別記様式第4号

要求書

[別紙参照]

別記様式第5号

勧告書

[別紙参照]

※ 別記様式 (略)